

災害時における一時避難場所に関する協定書

風水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、浜区住民の安全確保のための避難施設について、バンドー化学株式会社 南海工場（以下「甲」という。）と男里浜区自主防災会（以下「乙」という。）は、甲の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設は、バンドー化学(株) 南海工場とする。

2 施設の安全な使用のため、施設内で避難場所として使用する範囲、並びに収容人数は、災害発生時の状況に応じ、甲の活動を妨げない範囲で甲乙協議の上決定する。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、浜区住民に避難の必要があると予想されるときは、浜区住民の受け入れについて甲に対し予め連絡をし、前条に掲げる施設の避難場所としての利用について確認するものとする。ただし、突発的な水害あるいは地震等の発生により被災した浜区住民が施設に避難してきた場合においては、甲の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、甲から乙に連絡するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲、乙、避難者の三者が協働で行うものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、甲が責任を持って行うものとする。

3 施設の使用期間は、原則として避難勧告等の場合はその発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により、期間を延長する等、必要があると認められるときはその期間を甲乙協議して決定する。

(経費の負担)

第6条 避難所の提供に係る施設提供費用は無償とする。

2 乙は、避難所の運営に関して、止むを得ず甲の所有する備品等を使用した場合には、その対価を負担するものとする。

3 乙は、避難住民が甲の施設及び設備等を破損又は汚損あるいは紛失したときは、これに係る経費を負担しなければならない。

4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときには甲乙双方が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(避難所の終了)

第7条 乙は、甲の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(備蓄等)

第8条 甲と乙は予め、ライフラインの確保や防災備品の備蓄等、避難所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、避難所開設によって個人情報を取扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第 10 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては総務グループ長、乙においては浜区長とする。

(有効期間)

第 11 条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとし、有効期間満了日 1 ヶ月前までに甲は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに 1 年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協 議)

第 12 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 9 月 24 日

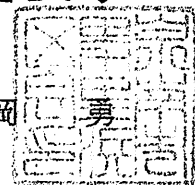
甲

大阪府泉南市男里五丁目20番1号
パドー化学株式会社南浜工場
工場長 鮫 嶋 壽

乙 泉南市男里 7 丁目 29 番 20 号

男 里 浜 区 会

区 長 平 岡



平成25年10月16日
区長 平岡 勇

災害発生時の避難場所について（お知らせ）

現在のところ、地震・津波等の発生時における浜区民の避難場所として「浜区民センター」、「樽井小学校」及び「浜保育所」の3箇所が指定されております。

しかしながら、樽井小学校は現在「耐震工事中（26年4月完成予定）」であるなど避難場所が十分であるとは言い難い現状にあります。

そこで浜区として、前記3箇所の指定に加え、地震・津波対策が完了している「バンドー化学南海工場」のご協力を得て、「災害時における一時避難場所に関する協定書」を交し、浜区民の避難場所として利用させていただくことになりましたのでお知らせします。

